

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当するものであることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買い入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 調達する物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されているものであること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字宗賀字本山5225-1
松塩水道用水管理事務所業務課
電話 0263 (52) 3330

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年4月22日 午前10時
イ 場所 松塩水道用水管理事務所 会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年4月16日（金）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

水道課

正 誤

平成16年3月29日付け公告「特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請」中

ページ	行	誤	正
109	右下から19	第25条第3項	第10条第1項
	右下から18	定款の変更	設立
	右下から17	第5項において準用する同 法第10条第2項	第2項

平成16年3月29日付け長野県告示第225号「昭和50年長野県告示第456号（農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積）の一部改正」中

ページ	行	誤	正
95	10	上郷村	旧上郷村
95	10	戸倉町	旧戸倉町
95	下から4	北相木村村	北相木村
95	下から3	旧八畠村	旧畠八村
95	下から2	「上松町 大桑村 を「山口村」に、 山口村」	「下伊那郡 下條村」を 「下伊那郡 下條村」に、 豊丘村」
			「上松町 大桑村 を「山口村」に、 山口村」
95	下から1	旧中郷村	旧中郷村の地域